

令和8年度

阿仁スキー場 ゴンドラサイリスタ盤更新工事

金抜設計書

工 事 番 号

観森ス工第9号

工 事 場 所

北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝 地内

備考

事業主体名

北秋田市

施工期間

日間

着工年月日

契約締結日の翌日

完成年月日

令和10年3月17日

工事費

円

本工事費内訳書

工事名	阿仁スキー場　ゴンドラサイリスタ盤更新工事						No. 1
工事区分		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
阿仁スキー場　ゴンドラサイリスタ盤更新工事							
1　工事費							
2　諸経費							
(1) 共通仮設			式	1			
(2) 現場管理費			式	1			
(3) 一般管理費			式	1			
小　　計＜ 1 + 2 ＞							
小計（端数調整）							一万円未満切り捨て
消費税		10%					
合　　計							

本工事費内訳書

工事名	阿仁スキー場　ゴンドラサイリスタ盤更新工事						No. 2
工事区分		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
(1) ハードウェア							
①サイリスタ盤		TMdrive-DCe2	式	2			
②サイリスタ補助盤			面	1			既設制御盤とのインターフェイス回路構築
③予備品		制御基板サイリスタ1台分、制御ヒューズ、メンテナンスツール、サイリスタ素子交換工具	式	1			
④梱包費・運搬費			式	1			
(2) エンジニアリング							
調査費			式	1			
設計費			式	1			
工場試験費			式	1			
現地調整費			式	1			
図書費			式	1			
(3) 設置工事							
運送費（場内運搬費含む）			式	1			既設盤の撤去運搬費を含む
設置工事費			式	1			
電気工事費			式	1			
重機費			式	1			
産業廃棄物処理費			式	1			
小計（1）＋（2）＋（3）							

観森ス工第9号
阿仁スキー場 ゴンドラサイリスタ盤更新工事
特記仕様書

1 工事概要

本工事は、阿仁スキー場のゴンドラサイリスタ盤更新工事を行うものである。
本工事では、通年営業を行う設備により観光客等の安全を十分考慮して作業を実施すること。

2 工事名称

阿仁スキー場 ゴンドラサイリスタ盤更新工事

3 工事内容

- (1) ゴンドラサイリスタ盤の製作・梱包・運搬
- (2) ゴンドラサイリスタ盤の更新
 - ・ゴンドラ山頂駅舎内電気室に設置されている既存サイリスタ盤の撤去及び搬出、廃棄
 - ・新規サイリスタ盤の搬入及び設置

4 工事場所

秋田県北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝 地内

5 工事期間

契約締結日の翌日から令和10年3月17日まで
※令和8年度及び令和9年度の2か年度事業

6 法令、条例等の適応

本工事に関係する法令、条例等を遵守し、必要な届け出、手続き等は、請負人がこれを代行する。

但し、これに要する費用は、全て本工事に含めて請負人の負担とする。

感染症対策については関係省庁の指示の内容を実施し安全に施工する。

その他関係法令および法規に準ずる。

7 準拠規格

本工事に使用する機器・材料や施工方法は、下記の規格等に準拠したものであること。但し、別途指示のある場合はこの限りではない。

- (1) 本工事特記仕様書
- (2) 日本工業規格 (JIS)
- (3) 鉄道事業法
- (4) 鉄道施設に関する技術上の基準を定める省令
- (5) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (6) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- (7) 日本電気技術委員会標準規格 (JCS)
- (8) 日本電線工業会基準 (JCS)
- (9) 電気設備技術基準
- (10) 電気品取締法
- (11) 労働基準法
- (12) 労働安全衛生法
- (13) 道路交通法
- (14) 森林法及び関連法令
- (15) その他関係する規定や規格

8 提出書類

本工事において契約後に綿密な打合せを行い、次の書類を提出する事とし、これに要する費用は請負人の負担とする。

なお、納入仕様書により承諾を受けた後、機器の製作を行なうものとする。

(1) 着工前提出書類

- ① 施工計画書類
- ② 工程表、着手届、現場代理人または主任技術者等届
- ③ 納入仕様書

(2) 着工後提出書類

- ① 工事日報
- ② 工事写真
- ③ 完成図書類
- ④ 主要機器取扱説明書

⑤各機器試験成績書

⑥その他監督員が指定するもの

9 変更

(1) 特記仕様書及び設計書の範囲内において、工事施工上変更の必要が生じた場合、協議により監督人の承認を得て変更するものとする。

(2) 工事施工に際し、既存構造物・機械設備等による機器の設定位置や配管等の軽微な変更は、監督員の指示のもと請負額を変更することなく行なうものとする。

10 試験及び検査

(1) 本工事における機器や材料の検査または試験を監督員から要求された場合は、遅滞無くこれに応じるものとする。

(2) 検査または試験により不備が認められた場合は監督員と協議の上、速やかに適切な処置を行なうものとする。

(3) これらの費用は請負者側の負担とする。

11 産業廃棄物の処理

工事中に発生した産業廃棄物は、廃棄物処理法の規定に従い、請負者側の責任において適正に処理すること。

12 保障期間

本工事の保障期間は引渡し完了してから1年間とする。この期間内に請負人の責に帰すべき原因による障害が発生した場合には、無償にて補修または交換を行なうこと。

13 その他

(1) 機器の取り外し、取り付け、配線類は専門技術者を派遣し、電氣的、機械的に行なう事。

(2) 他の機械との取り合いが完全かつ円滑に行なえる様考慮する事。

- (3) 機器の搬出・搬入・据付の際は、機器本体・構造物に対して損傷を与える事の無い様に注意する事。
- (4) 阿仁スキー場は通年営業を行っており、観光客が多数訪れる事が予想されるので、観光客及び施設スタッフ、工事施工業者等全ての関係者に事故の無いように十分に配慮する事。
- (5) 型式、仕様については、既存現地の設備に適合する製品とする。
- (6) 特記仕様書中、不明な点、情報量不足な点については、現地にて担当者立会のうえ確認し、監督員へ報告すること。
- (7) 工期を厳守すること。(工事期間に記載の通り)
- (8) 指定品以外を使用する場合は、必ず北秋田市及び阿仁スキー場と協議の上決定すること。
- (9) 着工前には現地を確認し、北秋田市及び阿仁スキー場と協議すること。
- (10) 阿仁ゴンドラは通年営業を行っており、一般の観光客等多数訪れると思われるため、観光客及び施設スタッフ、工事施工業者等全ての関係者に事故の無いように施工すること。
- (11) 施工によるゴンドラ休止については、通年営業に支障をきたさないよう工期調整に努めることとし、事前に北秋田市及び阿仁スキー場と協議すること。
- (12) 搬出入において、建物等の損傷があった場合は必ず現状復旧すること。
- (13) サイリスタ盤を格納するフレーム規格については、現地確認のうえ選定することとする。
- (14) サイリスタ盤製作期間を1年以上と想定しているため、本工事請負代金の支払について、令和8年度は前払金(請負代金額の10分の4以内)のみの支払を想定している。
- (15) 本特記仕様書に記載のない不測の事態が発生した場合は、すみやかに監督職員と請負者が協議の上決定するものとする。